

2024 年度  
第 53 回 福祉住環境コーディネーター  
検定試験<sup>®</sup>

1 級・前半  
(多肢選択式)

【制限時間 90分】

※営利目的での利用は禁止します

第1問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第1問 設問(1)

わが国の平均寿命や出生率、高齢化率などに関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) わが国では、すべての国民がいつでもどこでも平等に医療機関にかかり、医療技術の進歩を享受できる国民皆保険のしくみを1971(昭和46)年に実現している。
- (b) 2021(令和3)年12月の総務省の統計によると、高齢者(65歳以上)の人口は過去最高になっており、総人口の約3割を占めるに至っている。
- (c) わが国の合計特殊出生率は、最も低位となった2005(平成17)年の1.57ポイントから顕著な上昇傾向を見せることなく、2023(令和5)年には過去最低を更新する1.36ポイントまで低下した。
- (d) わが国における平均寿命と健康寿命の差は、男女平均で10年を超えている。これは、高齢者の増加がそのままわが国の高齢者医療や介護等の費用の増加につながっていることを意味している。

- ① (a)× (b)× (c)× (d)○
- ② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
- ④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問(2)

福祉住環境コーディネーター1級の目標と役割などに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 福祉住環境コーディネーター3級および2級に求められているのは、地域における生活者として福祉住環境整備の必要性を理解し、家族や隣人などにニーズが発生した場合に問題と課題を整理する力である。福祉住環境コーディネーター1級には、それに加えて、高齢者や障害者に対する個別的な支援が必要とされる連携のコーディネート役を担う実務能力まで求められている。
- ② 福祉住環境コーディネーター1級には、福祉住環境整備の面からの相談や情報提供、住宅改修や福祉用具への関与、移動や交通に関する情報提供や安全管理面への関与などを通じて、それらの社会資源を地域のなかで質量ともに充実させていく一翼を担い、不足している資源に関しては、新たな開発に尽力することが求められる。
- ③ 福祉住環境コーディネーターは、生活者である利用者を対象とするヒューマンサービスに携わる専門職であり、そうである以上、「法と人道に反する行為をしない」という公民としての倫理にのっとることが絶対条件となる。このことについて後進を指導していくことも不可欠の責務である。
- ④ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師といった医療関係専門職種はすべて業務独占であるが、福祉職には業務独占がなく、福祉住環境コーディネーターは、いわゆる法律で定められた「業務独占」資格ではない。また「名称独占」資格でもない。

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問(3)

社会福祉施策の整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「社会福祉法」の前身である「社会福祉事業法」は1951(昭和26)年に制定された。第1条に「社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、もって地域社会の福祉の増進に資することを目的とする」と明記され、「地域社会」や「地域住民」という言葉がはじめて登場した法律である。
- (b) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)が発生した1995(平成7)年から3年後の1998(平成10)年に、ボランティア団体などが比較的緩やかな条件と簡便な手続きによって法人格を取得できる制度として、「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定・施行された。
- (c) 「社会福祉事業法」は、2000(平成12)年に「社会福祉法」に改称され、内容も大幅に改正された。この中で、社会福祉の増進にかかわる地域住民の法律上の位置づけは、「部外者」から「理解者・協力者」という立場へと変更されている。
- (d) 「社会福祉法」の2018(平成30)年4月施行の改正では、地域福祉の推進の理念を実現するため、市町村の責務として、従来は策定が任意だった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化された。また、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境整備に取り組むことも併せて努力義務化された。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○  
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○  
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問(4)

福祉コミュニティづくりに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① ソーシャルサポートネットワークとは、インターネットを使用するコミュニケーションツールの総称である。緊急時・災害時の連絡や情報収集などに有効であるだけでなく、福祉コミュニティの構築を進めるうえにおいても効果的な機能を発揮することが期待される。
- ② 小地域ネットワーク活動は、高齢者や障害者、子育て中の親子などが自宅を出て身近なところで集まって行う活動である。1994(平成6)年に全国社会福祉協議会が高齢者を中心とした「ふれあい・いきいきサロン」を提唱し、以降各地で社会福祉協議会が中心になって取り組みが進んでいる。
- ③ 一般に、最もなじみがある地縁組織として町内会(町会)や自治会などが挙げられる。町内会や自治会は「地方自治法」に規定のある組織であるが、地域住民に加入義務はない。運営・活動の形態は多様で、地域住民の生活にとって重要な役割を果たしていることが多い。
- ④ 各地域には、「災害対策基本法」に基づき、地方自治体の支援の下、地縁組織が中心となって自主防災組織が結成されており、平常時には防災訓練、啓発、機材整備などを行い、災害時には初期対応、避難誘導、情報伝達などを行うこととなっている。

※営利目的での利用は禁止します

第2問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第2問 設問(1)

孤立死の防止に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 孤立死は、高齢者や特定の地域のみ課題ではなく、中年層を含めてどの地域でも起きている問題である。たとえば、1960・70年代に大都市近郊に相次いでできた「ニュータウン」は、50年を経て子どもたちが家を出たために急速に高齢化が進み、独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の割合が増え、孤立死防止が大きな課題となっている。
- ② 厚生労働省を事務局として関係各省庁が加わり、2007(平成19)年度に「孤立死ゼロ・プロジェクト」がスタートした。このプロジェクトにおいて、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」が設置され、同推進会議が定めた一律の基準に基づく「孤立死ゼロ・モデル事業」に補助金を出す事業が推進されている。
- ③ 国土交通省では2007(平成19)年に、まちづくりの視点から孤立死防止のための取り組みの方向性を示している。その枠組みは、「帰属できるコミュニティ」の存在が不可欠であり、「拠点となる施設の整備」「外に出て活動しやすい環境の整備」という環境整備を広く行ったうえで、「万一に備えた見守り」のしくみをつくるという姿勢が必要であるというものである。
- ④ 厚生労働省は2012(平成24)年に、「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」という通知を発出し、各省庁からそれまでばらばらに発出されていた孤立死防止の取り組みに関連する通知をあらためて一体的に示し、地方自治体内の各部署が連携して孤立死防止に取り組むことを要請している。

※営利目的での利用は禁止します

第2問 設問(2)

判断能力が不十分な人の権利擁護に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 法定後見制度は、ある時点で、すでに判断能力が一定以上低下している人の権利を守るために、三親等以内の親族や配偶者、市町村長などの申立に基づいて家庭裁判所が審判を行い、保護者の選定や、その保護者に付与する権限の内容などを決定する制度である。
- (b) 法定後見制度における保護者に与えられる権限は、保護を受ける本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3段階(類型)に分かれている。このうち、「後見」類型が保護を受ける本人の判断能力の低下がいちばん著しい状態であるが、この場合でも、「日常生活に関する行為」は代理権の対象にはならず、あくまでも本人の意思が尊重される。
- (c) 成年後見制度には、法定後見制度のほかに、任意後見制度がある。法定後見制度が「民法」によって定められているのに対し、任意後見制度は「任意後見契約に関する法律」によって定められている。
- (d) 日常生活自立支援事業は、都道府県および指定都市が、在宅福祉サービスの一つとして厚生労働省等の補助金により行っている事業である。成年後見制度が本人に代わって後見人などが判断をして代理で法律行為を行うのに対し、日常生活自立支援事業はあくまでも本人の意向に沿って日常的な金銭管理などの行為を支援したり代行する事業である。

- ① (a)○ (b)× (c)○ (d)×  
② (a)○ (b)× (c)× (d)○  
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○  
④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第2問 設問(3)

介護予防に関する評価についての次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 地域において、さまざまな機能状態にある地域在住高齢者から、介護予防(事業)の目的にかなった対象者を選定することは、効率のよい、適切な介護予防を行っていくうえで必須となる。介護予防のターゲットは、要介護状態をもたらす原因となる老年症候群、すなわち、虚弱、転倒・骨折、認知症、低栄養など生活の不具合をきたす心身の機能低下を有するハイリスク高齢者といえる。
- ② 介護予防に関する評価は、「地域から要介護に陥るリスクを保持する高齢者を選定すること(スクリーニング)」と、「介護予防によってもたらされた効果判定を行うこと」の2つに大別される。要支援・要介護状態となるリスク保持高齢者を抽出するための「基本チェックリスト」は、介護予防におけるスクリーニングの基本であるといえる。
- ③ 介護予防のスクリーニングには、適切な介入が実施されなければならないが、介入に対する評価が必要となる。介入にはさまざまなことが影響を及ぼす可能性があるが、測定に影響を及ぼす代表的な要因のうち、対象者が「介護予防」に参加していることがわかっているがために、よい結果を出そうと心がける効果のことをホーンソン効果という。
- ④ 介護予防の効果の判定について、母集団を無作為に「介護予防を実施する『介入群』」と「介護予防を実施しない『対照群』」に高齢者を振り分けて実施する方法は、倫理的な問題を考慮すると困難なことが多いと予測される。現実的な方法としては、介入の時期と対照群を互いにずらして効果を判定する「クロスオーバー法」を適用した方法を用いることが望ましい。

※営利目的での利用は禁止します



第2問 設問(4)

地域包括ケアシステムと地域包括支援センターに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2006(平成18)年度から施行の改正介護保険制度において、それまで実施されていた「老人保健法」による老人保健事業や、介護予防・地域支え合い事業などの事業が再編され、「地域支援事業」として介護保険制度内に位置づけるとともに、地域包括ケアの中核拠点として、関係者の連絡調整を行い、サービスや支援のコーディネート機能を担う「地域包括支援センター」が創設された。
- ② 地域包括支援センターの職員配置については、原則として介護保険制度の第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満ごとに、①保健師、②介護福祉士、③主任介護支援専門員の3職種の各1名の配置を必要としているが、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、現行の配置基準は存置しつつ、柔軟な職員配置が可能とされている。
- ③ 地域包括支援センターにおいて実施される介護予防ケアマネジメントの流れとして、介護予防ケアプラン原案を作成した後は、地域ケア会議を開催することになる。地域ケア会議の参加者は、利用者や家族、介護予防ケアプラン作成者、サービス事業担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者などである。
- ④ 2012(平成24)年4月から、「介護保険法」の一部改正により、地域包括支援センターがその拠点となって実施する介護予防事業は、一次予防事業・二次予防事業として再編された。一次予防事業には介護予防普及啓発事業等が含まれ、二次予防事業には対象者の把握事業および通所型と訪問型の介護予防事業等が含まれている。

※営利目的での利用は禁止します

第3問 設問(1) (各1点×4)

個人情報保護および「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に関する次の記述の【ア】～【エ】部分に下記の語群の中から最も適切な語句を1つずつ選びなさい。

個人情報の中でも、不当な差別や偏見、不利益な扱いが生じないように特に取り扱いに配慮が必要な情報を【ア】という。【ア】を取得する場合は、利用目的の特定、通知または公表に加え、原則的にあらかじめ本人の同意が必要になる。また、【ア】が漏洩した場合には、規模や内容にかかわらず、必ず【イ】に届け出たうえで、本人にも通知する義務が事業者に課せられている。

なお、事後的に本人から請求があれば提供を停止することを条件にして、【イ】に届け出をすれば事前の同意がなくても個人情報を第三者に提供することが可能だが、【ア】についてはそのような取り扱いは認められない。

「個人情報保護法」以外にも、たとえば「【ウ】」では医師などが正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らした場合の罪を規定している。また、社会福祉施設や介護施設などは、施設運営に関する基準によって秘密保持が義務づけられている。このように、福祉や介護や医療などの専門のサービス提供分野では特に個人情報の慎重な取扱いや守秘義務の徹底が求められている。さらに、ボランティア団体や地域住民組織なども、事業のために個人情報を利用していれば「個人情報保護法」の適用対象になる。

一方、個人情報保護に対する過剰反応については法の創設時にも話題になり、その結果、「個人情報保護法」の第1条に「【エ】」という文言が入った経緯がある。地域の善意の活動であっても個人情報保護が重要であることはいうまでもないが、たとえば、独居の高齢者や高齢者だけの世帯、あるいは孤立しがちな子育て世帯などを見守ったり支援したりするためには、一定のルールを決め、必要な範囲に限定したうえで関係者が情報を共有する場合があっても良いと考えられる。

《語群》

- |           |                         |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
| ①個人情報保護条例 | ②デジタル庁                  | ③第一種個人情報       |
| ④医師法      | ⑤個人情報保護委員会              | ⑥個人の尊厳を最大限に尊重し |
| ⑦第二種個人情報  | ⑧要配慮個人情報                |                |
| ⑨特別個人情報   | ⑩必要な場合に限り第三者との共有を図り     |                |
| ⑪医療福祉法    | ⑫個人情報の有用性に配慮しつつ         |                |
| ⑬市区町村     | ⑭本人の利益になる場合を除き          |                |
| ⑮刑法       | ⑯地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) |                |

※営利目的での利用は禁止します

第3問 設問(2) (各1点×8)

下の表は、障害者雇用を支援する機関および支援に従事する人材を表している。表中の【ア】～【ク】部分に下記の語群の中から最も適切な語句を1つずつ選びなさい。

**障害者雇用の相談・支援機関**

公共職業安定所 (ハローワーク)		●障害者雇用に対する技術的助言・指導、職業相談、職業紹介、職場定着・継続雇用の支援、関係機関との連携などを行う		
		【オ】	●生活保護受給者に対する就労支援なども実施。職業相談の経験者等のなかから都道府県労働局長が委嘱する非常勤職員	
障害者職業センター	【ア】	● <b>全国に1か所</b> 設置されている ●職業リハビリテーションに関する研究、技法の開発、専門職員の養成等を実施		
	【イ】	● <b>全国に2か所</b> 設置されている ●障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションを実施		
	【ウ】	● <b>全国47都道府県</b> に設置 ●障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施		
		【カ】	●職業評価や職業リハビリテーションカウンセリング等の専門的な知識・技術に基づいて職業リハビリテーションサービス等を行う	
		【キ】	●事業所に出向いて障害者や事業主に対して、雇用の前後を通じて、障害特性を踏まえた専門的な援助を行う	
【エ】	● <b>全国に336か所</b> 設置(2021年4月) ●障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業および生活面における一体的な相談支援を実施			
	【ク】	●就業支援(就業に関する相談支援など)を行う		
	生活支援担当者	●生活支援(日常生活、地域生活に関する助言など)を行う		
障害者職業能力開発校		● <b>全国に19か所</b> 設置されている ●訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施		

※営利目的での利用は禁止します

《語群》

- |                 |                         |              |
|-----------------|-------------------------|--------------|
| ①職場適応援助者        | ②職業能力開発センター             | ③就職支援ナビゲーター  |
| ④地域障害者職業センター    | ⑤障害者就業援助員               | ⑥障害者職業総合センター |
| ⑦就業サポートアドバイザー   | ⑧全国障害者職業センター            | ⑨職業能力開発トレーナー |
| ⑩就業支援担当者        | ⑪広域障害者職業センター            | ⑫障害者職業カウンセラー |
| ⑬障害者雇用相談・支援センター | ⑭都道府県障害者職業リハビリテーションセンター |              |
| ⑮就業支援サポーター      | ⑯障害者就業・生活支援センター         |              |

※営利目的での利用は禁止します

第4問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第4問 設問(1)

認知症に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 現在、わが国で認知症の原因として最も多いのはアルツハイマー型認知症であり、約60%と推定されている。アルツハイマー型認知症は、脳が全般に少しずつ萎縮するのが特徴であり、側頭葉の内側にあり、記憶をつかさどる「海馬」の周辺が早くから萎縮する。認知症を伴うパーキンソン病のほとんどがアルツハイマー型認知症だと最近わかってきている。
- ② BPSDは、「認知症ではないが軽度な認知機能の低下を有する状態」として知られ、認知症予防に重要な前駆状態として注目されている。BPSD高齢者を対象とした、非薬物療法による認知症予防を目的とした介入方法としては、特に有酸素運動の実施とアルツハイマー病発症予防との関連は国内外で多くの知見が蓄積されている。
- ③ 近年世界各地で実施されている長期縦断疫学研究で明らかにされてきた認知症の危険因子あるいは予防因子として、生活習慣の関与が挙げられる。認知症の症状発現を規定する因子は、脳病変、脳の老化に加えて、脳を使う生活(運動、趣味、嗜好など)、あるいは食事(野菜や魚の摂取など)などの関与が大きいことが明らかにされつつある。
- ④ 認知症の症状として顕著な症状である妄想、幻覚、不安、焦燥、せん妄、睡眠障害、多弁、多動、依存、異食、過食、徘徊、不潔、暴力、暴言などの行動的な障害のことを中核症状という。こうした中核症状にともない発生する抽象思考の障害、判断の障害、失行、失認、失語、実行機能障害などの認知障害のことを行動・心理症状という。

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問(2)

認知症に対する施策などに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2019(令和元)年6月に国は「認知症施策推進大綱」を公表した。この大綱では、認知症予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを促すとして、結果として「70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる」ことを目標として設定している。
- ② 2006(平成18)年の改正「介護保険法」において、「地域密着型サービス」が創設されている。このサービスは、事業所のある市町村の住民のみが利用することが原則であり、サービス事業者の指定・指導監督を担うのは、都道府県ではなく市町村である。
- ③ 2005(平成17)年度から、かかりつけ医の認知症対応能力向上のための研修が開始されている。2020(令和2)年度末時点で約75,000人のかかりつけ医が、認知症の早期発見・診断に関する研修を修了しており、また、かかりつけ医の相談に応じる認知症サポート医として研修を受けた専門医師は同じく約1万人となっている。
- ④ 厚生労働省が2012(平成24)年に策定した認知症施策推進5か年計画(通称「オレンジプラン」)では、「認知症初期集中支援チームの設置」や「認知症サポーターの増加」などの目標が設定された。認知症サポーターとは、市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや認知症カフェを活用した取り組み、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する人材である。

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問(3)

障害者に関連する法律に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 1990(平成2)年にアメリカ合衆国で、障害のある人のあらゆる差別を禁止する法律、「障害をもつアメリカ人法(ADA)」が制定された。このADAの考え方は世界的な広がりを見せ、2006(平成18)年には、国連総会で「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されたが、わが国においては国内法の整備の途上にあり、いまだ障害者権利条約の批准には至っていない。
- ② 2011(平成23)年8月に「障害者基本法」が改正された。この改正では、障害者が日常生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害の範囲について、身体障害、知的障害、精神障害の3分野に分けて体系化する見直しが行われた。
- ③ 2011(平成23)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定された(2012(平成24)年10月施行)。この法律では、通報の対象とまではしないものの、学校、保育所、医療機関の管理者に、虐待防止の措置をとることを義務づけている。
- ④ 2014(平成26)年に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」は、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に医療保険制度からの拠出金を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するための対策として成立した。

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問(4)

「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」の沿革に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「障害者総合支援法」の前身である「障害者自立支援法」は、2005(平成17)年に成立、2006(平成18)年に施行された。「障害者自立支援法」は、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目標としており、障害者の範囲に難病患者等が加えられた。
- (b) 「障害者自立支援法」は、2012(平成24)年6月に「障害者総合支援法」に改正され、2013(平成25)年4月から施行された。障害者へのサービスとして、重度訪問介護の対象拡大や、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化、地域生活支援事業の追加などが盛り込まれている。
- (c) 「障害者総合支援法」が規定する障害者には、障害者手帳をもたない発達障害者は含まれていない。発達障害者に対する支援は、「発達障害者支援法」において規定されており、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、就労支援、地域における生活支援、家族に対する支援などを効果的・継続的に一貫して行うこととされている。
- (d) 「障害者総合支援法」は、2016(平成28)年に改正された。その内容として、「地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設」や「就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設」、「重度訪問介護の訪問先の拡大」、「高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減」などが挙げられる。

- ① (a)× (b)○ (c)× (d)○  
② (a)○ (b)× (c)× (d)○  
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×  
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します



第5問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第5問 設問(1)

「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」の「自立支援給付」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「介護給付費」は、障害支援区分にかかわらず利用希望者は対象となる。介護給付費の対象には9種類のサービスがあり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援または施設入所支援を受けたときに支給される。
- ② 「訓練等給付費」は、原則として障害支援区分にかかわらず利用希望者は対象となるが、サービス内容に適合しない場合には対象外となる。自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助を受けたときに支給される。
- ③ 「自立支援医療費」は、障害者・児が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費について、従来の更生医療、育成医療、精神障害者通院医療の公費負担を再編したものである。自立支援医療費の支給の認定を受けた人が指定自立支援医療機関を受診した際に支給がある。
- ④ 「補装具費」には、義肢、装具、車椅子などの補装具の種目があり、障害の状態から補装具の購入や修理が必要と市町村が認めたときに支給される。「購入」を原則としているが、障害者・児の便宜に照らして「借受け」が適切と考えられる場合には「借受け」として支給される。

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問(2)

障害者ケアに関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの利用を希望する障害者は、市町村の窓口に申請して、障害支援区分について認定を受けることになる。サービスの利用を申請した障害者は、「障害者総合支援法」第89条の3に基づく「自立支援協議会」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を市町村から求められるが、セルフプランの提出も可能である。
- (b) 今日までの精神保健福祉行政は、都道府県と保健所を中心に行われてきたが、入院医療中心の施策から社会復帰や福祉施策にその幅が広がるにつれて、身近な市町村の役割が大きくなってきており、市町村では、「精神保健福祉法」に基づき「精神保健福祉センター」を設置している。
- (c) 障害者と事業者が雇用契約を結び働く「一般就労」においては、「障害者雇用促進法」により障害者雇用率制度が設けられており、一般の民間企業主は法定雇用率以上の数を雇用しなければならないと義務づけられている。
- (d) 公共職業安定所（ハローワーク）では、精神障害者の求職者に対して、精神障害に関する専門的規定に基づいてカウンセリングなどを行う「精神障害者就職サポーター」が支援を行っている。また、地域障害者就労支援事業として障害者就労支援チームを全国のハローワークでつくり、就労の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開している。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)○  
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
③ (a)○ (b)× (c)○ (d)×  
④ (a)× (b)× (c)○ (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問(3)

ユニバーサルデザインに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① ロナルド・メイスらが提案した「アダプタブル・ハウジング」とは、段差の解消や、移動スペースおよび方向転換のスペースの確保など、初めから必要なアクセシブル条件をできる限り確保し、利用者や入居者の特性にかかわらず空間変更や設備付加をしなくても長く住まい続けることができるデザインのことである。
- ② 2006(平成18)年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」によれば、ユニバーサルデザインとは、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、障害のある人が、障害の種類にかかわらず使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」をいう。
- ③ ノースカロライナ州ユニバーサルデザインセンターによって公表された「ユニバーサルデザインの7原則」は、日本では、1990年代後半以降、ユニバーサルデザインを推進する行政・団体や各企業が、より理解が進むように簡略化を図るなどしている。たとえば東京都は、公平・簡単・安全・機能・快適の5つに簡略化している。
- ④ 2007(平成19)年に障害者施策の用語に関して行われたドイツ、アメリカ、日本の比較調査(※)の結果をみると、わが国のユニバーサルデザインの認知度は、ドイツ、アメリカに比較してきわめて低い。そのほか、バリアフリーやノーマライゼーションについても同様であり、普及に向け、国や自治体、企業、国民によるさらなる取り組みが必要である。

(※) 内閣府「令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書」

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問(4)

「バリアフリー法」(※)の建築物移動等円滑化基準を基にした施設整備の留意点に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

(※)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

- (a) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)では、建築物移動等円滑化基準の基となる基本寸法等が示されている。たとえば、車椅子使用者が通行しやすい廊下等の寸法は有効幅70cm、車椅子使用者2人がすれ違える寸法は同150cmとしている。また、車椅子が360度転回できる最低寸法は140cm(直径)である。
- (b) トイレにおける操作系設備については、JIS(日本産業規格)で形状、色、配置等が定められており、建築物移動等円滑化基準ではこれに従うとしている。JISでは、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンについて位置関係の目安が示されている。ただし、実際の寸法等は示されておらず、施設利用者の特性に合わせて自由に設定するものとしている。
- (c) 車椅子使用者用便房のスペースは、配管収納スペース等を除いた有効寸法で2m×2m以上を確保することになっている。大型の電動車椅子使用者等が転回できるよう、便房内の内接円(転回スペース)の大きさは、直径180cm以上とする。
- (d) 車椅子使用者等が利用できる駐車施設は、主要な出入り口に最も近い場所に設け、施設の用途・規模によっては、多くの車椅子使用者が同時に複数の駐車施設を利用することを想定して可能な限り多くの施設数を確保する。対象スペースには国際シンボルマークを設置するが、駐車場では車椅子使用者を含む障害者の専用利用を示すものである。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
② (a)× (b)× (c)○ (d)○  
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×  
④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第6問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第6問 設問(1)

「バリアフリー法」による鉄道の施設・車両の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「バリアフリー法」による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、旅客施設の視覚障害者誘導用ブロック、段差解消、障害者用トイレの整備状況について、達成目標が示されている。2019（令和元）年について、1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の施設の整備率をみると、いずれも9割程度まで整備が進んでおり、施策が成果を上げていることがわかる。
- ② 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、車両等についてバリアフリー化の目標値を掲げている。2000（平成12）年から2019（令和元）年までのバリアフリー化の推移をみると、鉄軌道車両、ノンステップバス、旅客船、航空機のいずれについても一定程度、整備が進んでいる。特に航空機の整備率が高く、2019（令和元）年でほぼ100%に達している。
- ③ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は2020（令和2）年に見直しが行われ、2021（令和3）年4月からの新たな目標が定められた。このうち、各施設等については、地方部を含めたバリアフリー化のいっそうの推進のため、1日の平均利用者数3,000人以上の施設としていた目標設定の枠組みを撤廃し、利用者数にかかわらずすべての施設を整備対象とした。
- ④ 2021（令和3）年4月からの新たな「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、聴覚障害および知的・精神・発達障害にかかるバリアフリーの進捗状況の見える化を目標に掲げた。具体的には、旅客施設のバリアフリー指標として、文字等および音声による運行情報提供設備や、案内用図記号による標識等の設置が追加された。

※営利目的での利用は禁止します

第6問 設問(2)

「バリアフリー法」による交通環境の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間については、「公共交通移動等円滑化基準」等において、「原則として段差、隙間を設けてはならない」と規定されている。しかし、これを実現することは難しく、実際には車椅子利用者等が乗降する際に渡り板が必要となり、駅員等の介助なしに単独で乗降することができない場合がほとんどである。
- ② 鉄道駅におけるホームからの転落件数をみると、2010（平成22）年度から一貫して増加傾向が続いている。ホームドア設置駅数の増加に伴い、視覚障害者の転落件数は2015（平成27）年度をピークに減少する一方、一般利用者については増加を続けており、全体的な増加傾向の要因となっている。
- ③ 旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、今まで視覚障害者は安全性の観点から階段に誘導し、エスカレーターには誘導されなかった。しかし、さまざまな調査結果により、一定の配慮があれば、エスカレーターに対して視覚障害者誘導用ブロックを敷設することに問題はないこととされ、エスカレーターに誘導用ブロックが導入されることとなった。
- ④ バリアフリー整備ガイドライン(※)では、車椅子利用者等が一般のトイレを利用できないため、トイレの機能分散を図り対応するとしている。機能分散とは、一般のトイレとは別に多機能トイレを設け、そこにさまざまな機能を持たせることをいう。一般のトイレを使用できない人は誰でも多機能トイレを利用できるようにするものである。

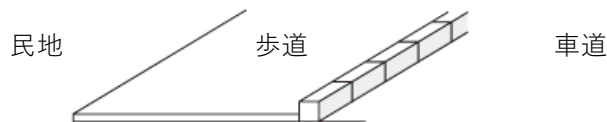
(※)「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」

※営利目的での利用は禁止します

第6問 設問(3)

「バリアフリー法」による道路移動等円滑化基準およびガイドラインに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 道路移動等円滑化基準では、歩道等の縦断勾配および横断勾配が定められており、いずれも1%以下とすることになっている。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることが認められている。
- (b) 道路移動等円滑化基準では、歩道等の車道に対する高さは5cmを標準とすることになっている(横断歩道接続部を除く)。ただし、乗合自動車停留所(バス停)を設ける歩道は、ノンステップバスへの車椅子使用者の乗降を考慮して、段差のないフラット歩道を標準とする。
- (c) 道路移動等円滑化基準では、横断歩道に接続する歩道部分の縁端は、車椅子使用者、高齢者等の安全かつ円滑な通行のため、段差、高低差をなくすこととしている。歩道等は原則として車道等に対して一定の高さを確保するものとされているため、この場合、横断歩道との接続部に向け、10%の勾配を設けることが望ましい。
- (d) 歩道構造形式には、フラット、セミフラット、マウントアップの3つがある。下図はセミフラット形式の歩道で、歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高くなっている。道路移動等円滑化基準では、歩道整備にあたってはこの形式を基本とすることが示されている。



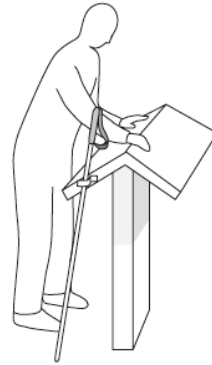
- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
- ② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ③ (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
- ④ (a)× (b)× (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第6問 設問(4)

公園環境の整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 公園は茫洋としてとりとめがない空間で、視覚障害者の行動を困難なものとしているので、下図のような、視覚障害者が利用可能な案内を設けることが望ましい。設置位置は、園内のどの部分からもアクセスしやすい、公園中央部が適切である。



- (b) 公園の計画・設計にあたっては、多くの選択肢(Choice)を用意することが重要である。下図は、アメリカ国立公園の施設のアクセスレベルを示すサインで、左から「簡単」「普通」「難しい」「とても難しい」の4段階を表し、利用にあたって利用者にみずから選ばせるものである。



- (c) 現行の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」は、すべての利用者が対象となっている。従来は高齢者、障害者、妊産婦、けが人等としていたものに、幼児連れ、外国人、その他の人が加わり、この中には一時的なけがや病気の人、重い荷物を持っている人、初めて公園を訪れる人等も含まれる。
- (d) 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」では、園内のバリアフリー化のため、公園施設を結ぶ1以上の円滑な園路を備えなければならないと規定している。休憩所、駐車場、便所、水飲場といった施設とともに、自然保護区域、日本庭園等の公園独自の魅力を形づくるエリアも、基準に適合した移動等円滑化園路を接続させるよう求めている。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
 ② (a)× (b)× (c)○ (d)○  
 ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○  
 ④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します



第7問 設問(1) (各1点×4)

「バリアフリー法」(2006(平成18)年制定)に関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 1994(平成6)年に制定された「ハートビル法」(※1)や、2000(平成12)年に制定された「交通バリアフリー法」(※2)では、いずれも法の対象が「高齢者、身体障害者等」であったが、「バリアフリー法」では、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者を法の対象とした。法の規定では、さらに「その他【ア】」を含む。

(※1)「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

(※2)「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

- ①一般の特定建築物利用者
- ②女性、子ども又は外国人等の特別な配慮が必要な者
- ③日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者
- ④社会的な制度や慣行上の差別を受ける者

(b) 「バリアフリー法」では、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進を大きな目的として掲げている。ハード面の移動等円滑化基準が設けられており、基準への適合については、【イ】とされている。

- ①新設等は義務、既存は努力義務
- ②新設等は努力義務、既存は義務
- ③新設等、既存にかかわらず義務
- ④新設等、既存のいずれも努力義務

(c) 「バリアフリー法」では、国が移動等円滑化の促進に関する基本方針を示し、これに合わせて市町村は「バリアフリー基本構想」の策定を行うこととされている。基本構想の作成の際、【ウ】ため、作成に関するまち歩き点検や事業者の協議を行う「協議会」が法律で位置づけられており、市町村が設置・運営を行う。

- ①第三者的な立場から専門家が検討を行う
- ②高齢者や障害者などの計画段階からの参加の促進を図る
- ③国および都道府県が積極的に支援を行い、市町村の作成業務を円滑化する
- ④公共交通事業者や施設設置管理者等が自主的な取り組みを行う

※営利目的での利用は禁止します

(d) 「バリアフリー法」による基本構想では、地域の実情に応じてバリアフリー化すべきエリア（重点整備地区）を一定の条件の下に市町村が独自に設定できる。点的エリアどりから、複数の面的エリアどりに移行し、連続的、総合的なまちのバリアフリー化が期待されている。重点整備地区の要件は、生活関連施設を3施設以上含み、【エ】である。

- ①公共交通機関による生活関連施設間の移動が可能な地区
- ②通常移動が徒歩で行われる地区
- ③旅客施設の周辺（500～1,000m）に位置すること
- ④いずれも建築物移動等円滑化基準が適用される特別特定建築物であること

※営利目的での利用は禁止します

第7問 設問(2) (各1点×4)

建築物の環境整備に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【オ】部分にあてはまる最も適切な語句や数字を下記の①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 建築物のバリアフリー化の義務基準(建築物移動等円滑化基準)が適用される特別特定建築物において、基準を遵守しなければならない建築物特定施設として、ホテルまたは旅館の客室、便所がある。たとえば、ホテルまたは旅館の客室については、客室総数の【ア】%以上を車椅子使用者用客室として整備しなければならない(客室総数50室以上の場合)。また、便所は、オストメイト対応水洗設備を【イ】以上整備しなければならない。

- ①【ア】1 【イ】1
- ②【ア】5 【イ】3
- ③【ア】10 【イ】5
- ④【ア】20 【イ】10

(b) 「バリアフリー法」では、地方公共団体が地域の実情に応じて、独自にバリアフリー委任(付加)条例を制定し、建築物移動等円滑化基準の整備対象範囲を拡大し、特定施設を付加することができることとされている。条例による規定は【ウ】。

- ①「建築基準法」と同等の義務化法令として運用される
- ②法令上、対象建築物に適用されるものの、整備を義務化することはできない
- ③ガイドラインであり、施設の新設・改修等の際に事業者は規定への配慮が求められる
- ④目指すべき将来像であり、地方公共団体には実現に向けた計画の策定が義務づけられる

(c) 「バリアフリー法」では、特別特定建築物に対して適合が義務づけられる基準として、「建築物移動等円滑化基準」が設けられている。この中で、廊下等については、区間50m以内ごとに【エ】を設けるよう求めている。

- ①前後に高低差のない出入口
- ②車椅子使用者の転回スペース
- ③エレベーター、便所、駐車施設等の配置を表示した案内板
- ④緊急通報ボタン

※営利目的での利用は禁止します

(d) 客席において、前列の人の頭や肩越しにアリーナやステージを見ることができる可視線を【オ】ラインという。【オ】ラインを確保するため、客席の床は、車椅子利用者用客席の前列の人が立ち上がった後も車椅子使用者が支障なく見える高さを確保するとよい。

- ①ユニバーサル
- ②ステージ
- ③アクセシブル
- ④サイト

※営利目的での利用は禁止します

第7問 設問(3) (各1点×4)

高齢者を対象とした住宅・施設に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 特別養護老人ホーム入所者の費用負担については、従来介護報酬の中に居住費や食費の大部分が含まれていたが、2005(平成17)年10月の施設給付の見直しにより、居住費と食費は保険給付の対象外とされ、原則利用者の全額自己負担となった。市町村は、低所得者にとって負担とならないよう、施設入所者の年間所得金額によって居住費・食費の負担の一部を軽減する【ア】給付という制度をとっている。

- ①補足
- ②保険外
- ③自立支援
- ④日常生活支援

(b) 特別養護老人ホームは、従来要介護1以上の高齢者等が入所することができたが、入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護高齢者が多数いるとの理由から、2015(平成27)年度の法改正により入所制限が設けられ、同年4月からは原則として【イ】。

- ①家族等の介護者がいる場合は入所できないことになった
- ②持ち家のない高齢者のみを対象とすることになった
- ③要介護3以上しか入所できなくなった
- ④65歳未満の要介護者の入所は認められなくなった

(c) 介護老人保健施設は「介護保険法」において、「要介護者であって、主として【ウ】が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設」と定義されている。

- ①単身又は世帯で、自立した生活を送るための住居
- ②その心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援
- ③専門的な医療の提供を受けられることができる環境において、長期にわたる療養
- ④終末期において、尊厳を保持して死を迎えるための援助

※営利目的での利用は禁止します

(d) 「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者に対して提供される入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話といったサービスのことである。特定施設入居者生活介護の提供施設は、「介護保険法」に定められた人員・設備・運営基準を満たし、都道府県・政令市・中核市の指定を受けた【エ】等である。

- ①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院
- ④介護付有料老人ホーム

※営利目的での利用は禁止します

第8問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第8問 設問(1)

高齢期の福祉住環境整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 1970年代初めにおける高齢者の居住は、若年世帯との同居を前提として考えられていた。しかし、その後、特に集合住宅においては、高齢者夫婦だけで生活する世帯も多くなり、一人暮らしの高齢者も増加するようになってきた。それまでは家族の単位でしか入居を申し込めなかった公営住宅でも、1980(昭和55)年には、高齢者単身での入居を認められるようになってきている。
- ② わが国の介護保険制度には、介護を要する高齢者を対象に、住宅改修に対する補助のしくみが組み込まれている。日本におけるハウアダプテーションの制度は、このように住宅施策としてではなく、介護保険制度の枠組みの中で成立している。これにより住宅改修は一般世帯に普及し、利用者は増加した。
- ③ 高齢者のための住宅改修として、最近では、古い民家などを改修し、もともと地域にある生活習慣や過ごし方を踏襲できるようなデイサービスや、小規模で家庭的な環境における宅老所やショートステイなど、さまざまな工夫が見られるようになってきた。このような改修は、「アダプテーション」というよりも「コンバージョン」であるといえることができる。
- ④ 高齢期のための住宅施策において、初期のころは、「高齢者も住むことができる住宅」の物理的な住宅供給に終始していたが、現在では「高齢者のための住宅」として何らかのケアサービスとの結合・連携が必須と考えられる段階になってきた。その例として、「シルバーハウジング」や「共同居住型賃貸住宅」のしくみがある。

※営利目的での利用は禁止します

第8問 設問(2)

高齢者住宅・施設の整備の変遷に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 戦後の高齢者住宅・施設の歴史は、1963（昭和38）年に制定された「老人福祉法」が一つの出発点になっている。「老人福祉法」は、高齢者の社会的地位や処遇について国家レベルで初めて規定した法律であり、高齢者の処遇を体系的に条文化したという点で、きわめて重要な規範である。
- ② もともと「生活保護法」に位置づけられていた高齢者のための「養老施設」は、1963（昭和38）年に制定された「老人福祉法」によって「老人ホーム」へと変化し、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームが制度化された。このうち養護老人ホームは養老施設を引き継ぐもので、環境上および経済的な理由により自宅での生活が困難な高齢者が入所するものである。
- ③ 1973（昭和48）年に改正「老人福祉法」が施行され、70歳以上の老人医療費の無料化が実施された。しかし、病院を施設代わりに長期間利用するような入院患者が急増して病床が不足するという事態も発生し、1982（昭和57）年に「老人保健法」が制定され、同法の施行により70歳以上の医療費無料制度は廃止された。
- ④ 2000（平成12）年に介護保険制度が始まり、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、有料老人ホームなど的高齢者施設・住宅が介護保険の給付対象となった。これらの施設・住宅は、介護保険制度において、いずれも設置主体に制限がなく、営利法人による運営が進んで、2000年以降急増する。

※営利目的での利用は禁止します



第8問 設問(3)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 特別養護老人ホームは、生活の場としての性格をもつ施設であり、入浴・排せつ・食事・着替えなど日常生活における介護のほか、機能訓練、療養上の世話などのサービスが提供される。医療面については、特別養護老人ホームに勤務する医師(配置医師)によって一定の範囲内で健康管理やその指導が行われる。
- (b) 特別養護老人ホームのサービスは、施設職員である介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、入所者の同意を得て実施する。施設の性格上、施設内での日常生活を計画的・安定的なものとするため、一定の期間で自宅と施設を行き来するような利用形態は認められていない。
- (c) 介護保険制度が始まる前の特別養護老人ホームでは、困窮者対策の一環である措置制度がとられていたが、2000(平成12)年度の「介護保険法」の施行に伴い、都道府県の指定を受けた特別養護老人ホームは指定介護老人福祉施設として、介護保険の施設サービスの対象となった。これにより、特別養護老人ホームは利用者と施設の間で直接契約を交わす形態へと変わった。
- (d) 特別養護老人ホームは、市町村の指定を受けることにより、指定介護老人福祉施設として介護保険における施設サービスの対象となる。2000(平成12)年4月の「介護保険法」施行の際、すでに存在する特別養護老人ホームについては、施行日に「介護保険法」に規定する介護老人福祉施設として指定があったものとみなされた。

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)○  
② (a)○ (b)× (c)○ (d)×  
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○  
④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第8問 設問（4）

高齢者住宅・施設の種類と機能に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 介護療養病床（介護療養型医療施設）は、急性期の治療が終わり、病状が安定期にある患者や要介護者のための長期療養施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などが行われる。これまで「社会的入院」の温床と指摘されてきた一方で需要は大きく、2024（令和6）年現在もその数は増え続けている。
- ② 養護老人ホームは、寝たきりや重度認知症の高齢者を対象とする施設で、市町村の措置によるため高齢者自身が自由に決めることはできない。措置事由は「身体上もしくは精神上または環境上の理由および経済的事由」であり、所得の多い高齢者は対象とならない。
- ③ 軽費老人ホームは従来、A型、B型、ケアハウスの3類型が規定されていたが、設備や職員配置などについては拘束力のある基準がないままだった。このため、今後はケアハウスに一元化していくこととなっており、新設はケアハウスのみである。
- ④ 認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が少人数で共同生活をする施設である。「日常生活的な生活の場の創出」「日常生活の継続」に重点を置き、認知症の症状の緩和、生活の質の向上を図ることを目的としている点に特徴がある。そのため、職員の援助は共同作業が中心で、基本的に職員は入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話は行わない。

※営利目的での利用は禁止します

第9問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第9問 設問(1)

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

(a) サービス付き高齢者向け住宅は、事業者が、住宅・サービスの基準や契約内容など一定の要件を満たしたうえで、都道府県等(※)に登録するしくみである。登録は事業者としてではなく建物ごとに行い、5年ごとの更新が必要である。

(※) 都道府県・政令市・中核市および都道府県から事務を移譲された市町村

(b) サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービスの他に、入浴・排せつまたは食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理といったサービスを提供することもできる。この場合、高齢者が1人でも入居していれば、法律上、有料老人ホームとして扱われることになる。

(c) サービス付き高齢者向け住宅では、各居住部分に台所、水洗トイレ、洗面設備、浴室、収納設備を設置することになっている。ただし、上記設備を共用部分に備えている場合は、いずれも各居住部分に個々に設置する必要はない。

(d) サービス付き高齢者向け住宅では、少なくともケアの専門家による状況把握(安否確認)・生活相談サービスを提供することとなっている。サービスの提供にあたっては、医師や看護師等の有資格者等がサ高住の敷地または隣接・近接する土地の建物に日中常駐し、直接サービスを提供することが義務づけられており、緊急通報装置やテレビ電話装置等で代替することはできない。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)○
- ② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ③ (a)× (b)× (c)○ (d)×
- ④ (a)× (b)× (c)○ (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問（2）

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の現状と今後の課題に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① サービス付き高齢者向け住宅は現在、生活利便性の高い都心に近い地域にも多く建設されるようになっており、また、ワンルーム型のコンパクトなものから、複数の部屋を持つ住戸面積の広いものまでバリエーションが豊富であるなど、地域包括ケアシステムのもと、高齢期の多様な居住ニーズに応え得るものとなっている。
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録事業主体は、株式会社・有限会社などの営利法人のほか、医療法人や社会福祉法人の参入もある。高齢者住宅事業や在宅介護サービス事業を行う介護系事業者が多くを占めており、これに医療系事業者を合わせると85%近くになる。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅は、1つ以上の介護サービス事業所などを併設・隣接させるものが4分の3を占めている。これらの介護事業所による利用者の囲い込みや、必要量以上に介護保険サービスを利用させる過剰サービスなどの問題が一部で指摘されている。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅は増加を続け、2021（令和3）年現在も漸増傾向が続いているが、サ高住を含めて高齢者住宅・施設が供給過多になっている地域では思ったように入居者が集まらない住宅も目立つなど、運営面で懸念される事態も少なからず生じている。

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問(3)

「住宅セーフティネット法」(※)に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

(※)「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」

- (a) 「住宅セーフティネット法」では、法律の対象となる「住宅確保要配慮者」を定義して、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者などを例示している。都道府県・市町村は、自らが定める都道府県・市町村賃貸住宅供給促進計画の中で、同法の規定によらず、住宅確保要配慮者を自由に設定することができる。
- (b) 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度は、賃貸人(大家)が都道府県・政令市・中核市に登録を行うしくみである。賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)に登録し、都道府県等は登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者などに広く提供する。
- (c) セーフティネット住宅の賃貸人(大家)は、セーフティネット住宅として登録する際に、都道府県等が定めた、入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲を、理由にかかわらず限定することはできない。
- (d) 共同居住型賃貸住宅(いわゆるシェアハウス)も、一定の基準を満たせばセーフティネット住宅の登録が可能である。ひとり親世帯向けシェアハウスについても登録基準が定められており、18歳未満の子どもの養育者が1人と、子どもが1人以上属する世帯が入居対象者である。

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)×  
② (a)× (b)○ (c)× (d)○  
③ (a)○ (b)× (c)○ (d)×  
④ (a)× (b)○ (c)○ (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問(4)

高齢者住宅・施設の住環境に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 従来、介護施設では集団処遇によるケアが当然のように行われていたが、介護保険制度の導入とともに、居住環境の質の向上と入居者の個別性を重視したケアの提供という考え方が重視されるようになってきた。「ユニットケア」の考え方が広がるとともに、個室化が進展してきた。
- (b) 介護保険施設と比べると、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの居住系施設では、設備基準上は個室が前提であり、比較的早くから入居者の個別ニーズに対応できる居住環境の整備に取り組んできたといえる。
- (c) 現在、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備については、ユニット型個室が基本とされている。多床室より居住費は高くなるもののユニット型個室へのニーズは高く、近年、介護老人福祉施設等ではユニット型個室の待機者が増加する一方、多床室は空きが目立つようになっている。
- (d) 国は、2018(平成30)年、2025(令和7)年度時点で介護保険施設の合計入所定員のうちユニット型施設の入所定員割合を50%以上にすることをめざし、ユニット型施設の整備を推進してきた。その結果、ユニット化率(ユニットケア実施施設の定員割合)は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともに50%程度にまで増加しており、今後も大きく伸びることが見込まれている(※)。
- (※) 厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査」

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○  
② (a)× (b)○ (c)× (d)○  
③ (a)○ (b)× (c)○ (d)×  
④ (a)○ (b)○ (c)× (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第10問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第10問 設問(1)

障害者向け住宅施策に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「心身障害者対策基本法」(現・障害者基本法)の制定(1970(昭和45)年)に伴い、公営住宅は1970年代以降、新設の住宅について、設計・設備の面で、障害や加齢等による身体機能の低下等に対応した高齢者や障害者に使用しやすい形態を標準仕様として供給している。たとえば、「段差の解消」「手すりの取り付け」「幅広い戸口」などである。
- (b) 住宅金融支援機構における長期固定金利住宅ローン(フラット35)では、バリアフリータイプ住宅を建設する場合などに借入金利の優遇を行っている。この適用に際しては、床の段差解消、廊下・出入口幅の確保、浴室面積の確保、階段の寸法・形状、手すりの設置など高齢者等配慮対策等級3以上に適合する工事を行うことが義務づけられる。
- (c) 都道府県社会福祉協議会が実施主体である「生活福祉資金貸付制度」では、障害者世帯を対象に、リバースモーゲージのしくみを活用した融資制度を行っている。一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合に、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行うもので、世帯主が障害者であれば年齢は問わない。
- (d) 「障害者雇用促進法」(※)に基づく障害者雇用納付金制度では、事業主による障害者の住宅の確保に対し助成が行われている。重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主(事業主団体)を対象に、障害者用の住宅を賃借する場合や住宅手当を支払う場合に、費用の一部が助成される。

(※)「障害者の雇用の促進等に関する法律」

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)×  
② (a)× (b)○ (c)× (d)○  
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×  
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第10問 設問(2)

障害者向け住宅施策に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 障害者施策の基本方針を示す「障害者基本法」では、障害者のための住宅の確保や、障害者の日常生活に適した住宅の整備といった、国および地方公共団体による諸施策の規定がまだ盛り込まれていなかった。具体的な障害者の住宅施策は、その後の「障害者自立支援法」および「障害者総合支援法」(※)の成立をまって初めて実地に進められることになった。

(※)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

(b) もともと公営住宅は世帯による入居が原則とされていたが、1980(昭和55)年から身体に障害のある人に単身入居が認められ、2006(平成18)年2月からは知的障害のある人と精神障害のある人に拡大されている。

(c) 「障害者総合支援法」による地域支援事業では、住宅の購入を希望する障害のある人に対する制度として、金利が優遇された住宅資金の貸付や、入居後の居住サポート体制の調整を行う「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」が位置づけられている。

(d) 施設はかつて、障害者の「収容の場」としてとらえられていたが、ノーマライゼーションという考え方が福祉施策の基本姿勢となり、しだいに「居住の場」として考えられ始めるようになった。一方、これまで健康な成人を対象として設計されてきた住宅は、障害者や高齢者に対しても安全で健康的な生活を保障することが求められるようになった。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
② (a)× (b)× (c)○ (d)○  
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○  
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します



第10問 設問(3)

建築図面に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 建築設計では、一般に実施設計と基本設計が行われる。実施設計図は、建築主、改修の依頼者の希望と設計者の意向をすり合わせ、具体化するため、建築的な内容を図面化するものである。一方、基本設計図は、実際に施工するためにおこす図面で、設計者が施工者に指示するために用いられる。
- (b) 建物の姿を誤りなく人に伝えるために、図面の表現方法には一定のルールがある。ルールは、(1)図面の種類ごとに決められた記載内容と縮尺のルール、(2)各図面を描画するための線と表示記号のルールに大別でき、その規格はいずれも「建築基準法」に定められている。
- (c) 建物を図面に表す際には、実際の建物よりも小さい図で表現することになる。住宅の平面図は1:50、1:100の縮尺で描かれることが多く、1:20は詳細図で多く使われる尺度である。
- (d) 建物の図面は、分母の数字が小さいほど詳細な図面となり、描き表す内容に応じて縮尺率が決まる。同じ内容を表現する場合でも、縮尺の違いにより表現できる範囲が異なり、分母の数字が大きくなるほど表現は省略されたものになる。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○  
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×  
③ (a)× (b)○ (c)× (d)×  
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第10問 設問（4）

福祉住環境整備に関連する職種に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 一般の介護支援専門員（ケアマネジャー）には資格の更新制はないが、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員については、5年ごとの資格の更新制が導入されている。また、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないと規定されている。
- ② 介護福祉士は、「介護保険法」に基づく専門職である。介護福祉士の資格をもっていない人が、介護保険制度の訪問介護事業や施設介護の業務に従事しようとする場合は、都道府県が指定する研修を修了する必要がある。
- ③ 福祉用具専門相談員は、介護保険制度で福祉用具サービスを利用する場合に、福祉用具が適切に使用されるように助言・指導する職種である。資格要件は、公益財団法人テクノエイド協会が開催する福祉用具専門相談員指定講習を修了した者とされている。
- ④ インテリア関連資格のうち、インテリアコーディネーターは、公益社団法人インテリア産業協会が実施している資格試験である。また、インテリアプランナーは、公益財団法人建築技術教育普及センターが実施している資格制度である。どちらも受験資格については特に制限はない。

※営利目的での利用は禁止します

第11問 設問（1）～（12） （各1点×12）

次の設問について、内容が適切であれば○を、不適切であれば×を選びなさい。

設問（1）

長期にわたる臥床やギプスによる固定などにより、全身やからだの一部を使わない状態が続いたことで現れる心身の機能の病的な症状や病気を廃用症候群という。廃用症候群にはさまざまな症状があり、脳への刺激の低下により生じる精神活動性の低下やうつ傾向などの機能的変化も廃用症候群として挙げられる。

設問（2）

関節リウマチは自己免疫疾患の一つで、全身の関節にある滑膜（関節内を覆い、関節液の産生などを行っている膜）が攻撃を受け、関節に腫れや痛みなどの炎症を生じる病気である。現在、日本には60万～100万人の患者がいると推定されている。男女比は1対2.5～4と圧倒的に女性に多い。

設問（3）

進行性疾患である筋ジストロフィーは、筋肉を動かす命令を伝える神経細胞である運動ニューロンが徐々に変性し、筋肉が萎縮していく病気である。からだ全体の筋力が2～4年くらいで弱くなり、息苦しさをを感じるようになる。さらに進行すると呼吸が困難になり、人工呼吸器の装着が必要となる。誤嚥から肺炎を併発し、死に至ることもある。

設問（4）

引き違い戸は、向かって右でも左でも開けることができる2枚以上の引き戸のことをいい、大きな開口有効寸法の確保が可能である。たとえば引き違い戸が2枚の場合、向かって右もしくは左に2枚の戸を寄せることで、戸2枚分の開口有効寸法を確保することができる。

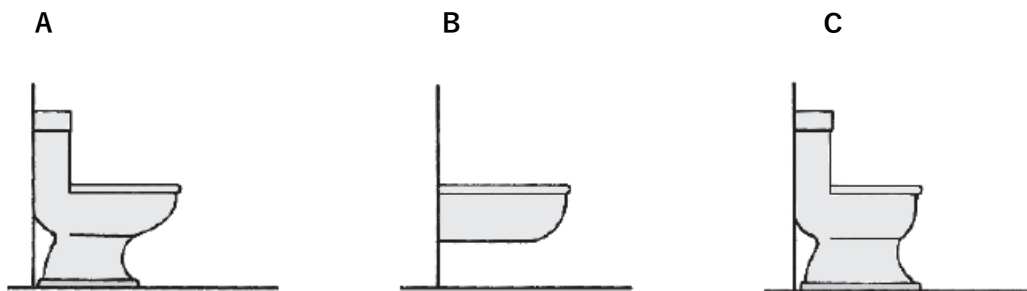
※営利目的での利用は禁止します

設問（5）

廊下の床板がフローリングで、洗面・脱衣室が塩ビシートの場合、床仕上げが異なるためにわずかな段差が生じる。このような、床仕上げの違いから生じる段差を、スキップフロアという。スキップフロア段差を解消するためには、仕上げの境目を「への字プレート」で押さえるとよい。

設問（6）

車椅子で便器にアプローチする場合、移乗の際に便器に近づきすぎて膝や脛をぶつけやすい。そのため、下図のA～Cの形状のうち、車椅子使用者の使用に最も適している便器はCである。



設問（7）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「持続可能でよりよい世界をめざす」国際目標のことである。今世紀半ばまでに達成するために掲げた目標として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2050アジェンダ」に記載されたものである。

設問（8）

生活協同組合は、「消費生活協同組合法」に根拠をもち、組合員の文化的、経済的向上を目的に、一定の地域や職域の単位で結成される人と人との結合体である。組合員への最大奉仕を使命とし、組合への加入が生協利用の条件となっているが、「介護保険法」や「障害者総合支援法」等による福祉サービス等に関しては、例外的に組合員以外にもサービスを提供してよいことになっている。

※営利目的での利用は禁止します

### 設問（9）

男性は、女性よりも平均寿命が6年ほど短く、老化の進行が女性よりも早い。そのため、何らかの介護を必要とするような不健康寿命が女性よりも長く、生活機能の減弱が顕著となる期間となる可能性が高いことが先行研究から明らかになっている。

### 設問（10）

ユニバーサルデザインが日本に伝わったのは1990年代後半である。1999（平成11）年、宮城県仙台市がユニバーサルデザイン室を設置し、福祉のまちづくりに取り組み始めると、瞬く間に全国の地方公共団体がユニバーサルデザインに関心を示し、行政や企業が一斉にユニバーサルデザインの理解と啓発に取り組み始めた。

### 設問（11）

バリアフリー委任（付加）条例は、2020（令和2）年9月現在、すべての都道府県および都道府県庁所在地で制定されている。その動きは、大都市部とその周辺の市町村、また観光地を抱える市町村などにもすでに広がっており、今後はその内容の充実が期待されている。

### 設問（12）

厚生労働省の調査（※）によると、在宅の手帳を所持する身体障害者の7割以上は65歳以上の高齢者であることがわかっている。このことから、高齢者に対する住宅施策と障害者に対する住宅施策の対象が重複していることは明白であり、両者はより強く連携して実施されるべきである。

（※）「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

※営利目的での利用は禁止します